

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	小型貫流ボイラーの部品 交換及び燃焼調整	入基LPS-X-10697-1	
		承 認	令和 5年 4月13日
		作 成	令和 5年 4月13日
		改 正	令和 7年 7月 8日
		要求部隊等名	中警団基地業務群施設隊

1. 総則

1.1 適用範囲 本仕様書は、小型貫流ボイラーの部品交換及び燃焼調整（以下「本役務」という。）について適用する。

1.2 役務内容 調達要領指定書による。

1.3 関連文書 本仕様書に記載されていない事項は以下を適用する。

a) 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）

b) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年9月30日労働省令第33号）

c) 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）（以下「法」という。）

d) 埼玉県生活環境保全条例（平成6年12月26日条例第60号）（以下「条例」という。）

e) 財団法人日本小型貫流ボイラー協会による「小型貫流ボイラーの手引き」（平成24年5月10日初版発行）

f) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」（機械設備工事編）

g) その他関係法令、上記の下位諸法令及び地方団体等の関係各条例並びに規則類の最新版

2. 基地内共通事項

契約相手方は、基地内において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。

2.1 本役務の履行場所において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合は、契約相手方が経費を負担するものとする。

2.2 契約相手方は、基地及び基地の施設への立入に関し、規則に基づく所要の手続を実施し、基地司令の許可を受けるものとする。

2.3 契約相手方は、基地内において本役務の履行に必要な場所以外への立入は行わないほか、細部は監督官の指示に従うものとする。

2.4 契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。

2.5 契約相手方は、基地内における写真撮影について、本役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては監督官への提出後完全に消去し、保持してはならない。

2.6 契約相手方は、官側から貸与された設計図書等を当該役務関係者以外に貸出、複製又は閲覧させてはならない。また、役務完成後速やかに返納すること。

2.7 契約相手方は、本役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保持しないものとする。

2.8 本仕様書に記載されていない事項で、関係法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関係法令等に基づき実施するものとする。

3. 基地内における共通規定事項

3.1 作業時間は、8時15分から17時までを基準とし、休憩時間は監督官の指示に従い、1時間とするものとする。細部は監督官の指示による。

3.2 基地内における車両等の運行は、公道と同様に交通規則を厳守し運行する。

3.3 基地内における車両の駐車場所、資機材置き場は、監督官の指示による。

3.4 基地内における車両の制限速度は、別に示す場合を除き30キロメートル毎時（基地外周道路40キロメートル毎時）とする。

3.5 携帯電話は、車内又は建物内の指定場所に保管し、事務所内へ持ち込まないこと。また、通話及び操作は、事務所外で行うこと。

3.6 朝夕の国歌吹鳴時（土曜日、日曜日を除く8時15分及び17時）は、騒音を

- 発生させたり国旗掲揚塔の前を移動しないこと。
4. 役務の一時中止，履行期限の変更
役務の一時中止，履行期限の変更が必要となった場合は，直ちにその状況を監督官に報告し契約担当官と協議のうえ指示を受ける。
 5. 管理事項
 - 5.1 役務の実施にあたっては，安全管理を十分に行い，万一事故が発生した場合は契約相手方の責任において処置するものとする。
 - 5.2 役務に伴い破損した箇所は，在来にならない収まり良く補修するものとする。
 - 5.3 履行場所は，常に清掃を確実に実施し，使用材料等は指定した場所に整理整頓して保管するものとする。
 - 5.4 履行写真は，履行前，中，後，履行完了後の確認が困難な箇所，材料及び完了確認等，国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「営繕工事写真撮影要領」に準じて撮影するほか，監督官の指示により撮影し，履行経過の記録帳（履行写真帳）を提出するものとする。
 - 5.5 履行写真の撮影には，通信機能を有しないデジタルカメラ等で撮影するものとする。
 6. 発生材の処理
 - 6.1 発生材の処理に係る経費は，契約相手方の負担によるものとする。
 - 6.2 部隊が引き継ぐものとされた発生材（有価物）は，指定場所へ種別ごとに運搬整理のうえ，仮囲い及び所要の表示等を行い監督官の確認を受け，発生材調書を添えて提出するものとする。
 - 6.3 上記6.2を除く，再生資源として利用しないもの及び部隊に引き渡しを要しないものとされた発生材は全て場外に搬出し，資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号），廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。），建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日建設省経建発第3号）その他関連法令等に従い適正に処理するものとする。
 7. 産業廃棄物の処理
 - a) 産業廃棄物の処理にあたっては，廃棄物処理法に基づき，都道府県知事又は政令指定都市市長等の許可を受けた業者により処理を行うものとし，当該業者の許可証又は委託契約書の写しを提出するものとする。
 - b) 特別管理産業廃棄物の処理方法は，監督官の指示を受けるものとする。
 8. 提出書類等
契約相手方は，以下の書類等を提出又は掲示しなければならない。ただし，監督官が提出を要しないと指示したものは除く。
 - 8.1 役務関係書類
 - a) 着手届
 - b) 現場代理人等通知書
 - c) 工程表
 - d) 材料搬入報告書
 - e) 完了通知書
 - f) 履行写真
 - g) 役務打合せ簿
 - h) 産業廃棄物管理票
 - i) 火気使用通知書
 - j) 部外者給水等使用通知票
 - k) 発生材調書
 - 8.2 残業届
次に示す履行を必要とする場合は，あらかじめ残業届を提出するものとする。
 - a) 課業時間（平日の8時15分から17時）を超える履行
 - b) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日等の履行
 - c) その他監督官が必要と指示したもの。
 9. 現場管理
 - 9.1 履行管理

現場代理人は、役務履行に関する諸法規及び諸規定に精通し、かつ、十分な経験を有するものとする。国家資格等を必要とする履行の場合は、その資格を有する主任技術者を選任するものとする。

9.2 現場代理人

- a) 現場代理人は、履行現場に常駐し、その運営、取締りを行うものとする。ただし履行現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督官との連絡体制が確保されると監督官が認めた場合には常駐を要しないことができる。
- b) 履行期間中は監督官と履行の開始前、終了後に必要な調整を行う。
- c) 品質、工程等の履行管理を行う。
- d) 役務関係者に、役務関係図書及び監督官に受けた指示内容について周知徹底を図る。
- e) 既存施設部分、役務目的物の履行済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行い、役務に伴った損傷等の部分は原状回復するものとする。
- f) 役務の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。
- g) 溶接作業など火気を使用する場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに適切な消火設備、防災シート等を設けるなどの防火措置を行う。
- h) 化学製品の取扱いに当たり、健康と安全の確保及び環境保全に努める。

9.3 後片付け

役務の完了に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。

9.4 交通安全管理

役務材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について関係機関と十分打ち合わせのうえ、交通安全管理を行う。

9.5 技術者の専任

主任技術者は、役務の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる役務又は履行にあたり相互に調整を要する役務（資材の調達を一括で行う場合や役務の相当の部分を同一の下請業者で履行する場合等）で、かつ、役務現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において同一の建設業者が履行する場合は、主任技術者の兼務をすることができるとし、専任が必要ない役務を含む場合は、原則2件程度とする。

10. 材料

10.1 材料の品質等

- a) 設計図書に定める品質及び性能を有する新品とし、規格証明書又は性能等を証明できる資料を監督官に提出する。ただし、仮設に使用する材料についてはこの限りではない。
- b) J I S（日本産業規格）のマーク表示のある材料を使用する場合は、資料の提出を省略することができる。
- c) 調査を要する材料については、調査に先立ち調査表等を監督官に提出する。
- d) 役務に使用する材料は、着手に先立ち色見本及び承認図等を監督官に提出し、承認を得る。特に設計図書に定めるメーカー以外の材料を使用する場合は、品質及び性能が同等品以上であることの証明となる資料を提出し承認を得るものとする。

10.2 材料の検査

- a) 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。
- b) 現場に搬入した材料のうち不合格となった役務材料については、遅滞なく役務現場から搬出させ、良品と交換しなければならない。この場合において、交換した材料については再検査をするものとする。

10.3 材料の検査に伴う試験

- a) 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、監督官の承諾を得た試験方法による。ただし、あらかじめ監督官の承諾を得た場合はこの限りではない。
- b) 試験に先立ち試験計画書を作成し、監督官に提出する。
- c) 試験は、原則として監督官の立会いのもと行う。
- d) 試験の結果は、監督官が適否を判断し合格したものでなければ使用することができない。

10.4 材料の管理

- a) 品質管理に注意し、破損等においては契約相手方の責任において処置するものとする。
- b) 盗難紛失等があった場合は、契約相手方の責任において処置するものとする。

11. 履行

- a) 履行は、設計図書、履行計画書及び監督官の承諾を得た工程表並びに履行図等に従って行う。
 - b) 別契約役務と履行上密接に関連する役務については、監督官の調整に協力し、当該役務関係者とともに、役務全体の円滑な履行に努める。
 - 11.2 工法の提案
 - a) 設計図書によることが困難又は不都合な場合（特に関連法令に抵触する等）は、設計図書に定められた工法以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法並びに環境の保全に有効な工法を提案する。
 - b) 提案した工法については、監督官と協議し承諾を得て履行すること。
 - 12. 検査・確認

契約相手方は、検査又は確認等に必要な資機材及び労務等を提供する。また、原則監督官の立会いのもとに実施する。

 - 12.1 中間確認
 - a) 監督官の確認を以下の場合に実施する。
 - 1) 隠ぺいとなる部分で履行後確認できない場合
 - 2) 履行後と、工程ごとに確認を必要とする場合
 - 3) 設計図書に定められた場合
 - 4) 一工程の履行を完了した場合
 - 5) 履行の各段階の履行状況や完了状態、材料、試験結果等について、契約相手方より提出された資料や設計図書に基づき、監督官が適否を判断する場合
 - b) 確認の結果、合格した工程と同じ材料及び工法により履行した部分は、原則として抽出確認とする。ただし、監督官の指示を受けた場合はこの限りではない。
 - c) 契約相手方は、見本での履行実施が妥当と判断した場合又は、監督官に指示された場合は、仕上り程度等の判断ができる見本での履行を行い、監督官の承諾を得る。
 - 12.2 完成検査

以下の全ての要件を満たす場合に検査官が実施する。なお、検査官及び監督官の事前の承諾を得た場合における、産業廃棄物管理票（D票）の写しその他の役務関係図書の提出については、事後の提出とすることができるものとする。

 - a) 仕様書に示す役務完了
 - b) 仕様書に示す役務関係図書の提出
 - c) その他監督官の指示する事項
13. 役務に関する要求
 - 13.1 役務内容の細部については、履行内容書による。
- 13.2 点検の範囲
 - a) ボイラー及び圧力容器安全規則、並びに財団法人日本小型貫流ボイラー協会による「小型貫流ボイラーの手引き」を適用する。
 - b) 安全装置等の点検時は作動確認及び調整を実施するものとする。
 - c) 部品交換終了後、監督官の指示のもと試運転を実施するものとする。
 - d) 点検中、不具合事項等を発見した場合、速やかに監督官に報告し指示を受けるものとする。
 - e) 点検及び各作業等を実施する場合には、監督官等の立会いのもと実施するものとする。
 - f) 試運転時等において作動不良等の不具合が発生した場合は、契約相手方は、監督官に速やかに報告し監督官の指示のもと12.3 b) 1) 又は 2) の専門技術者に対応させるとともに、速やかに適切な処置をするものとする。
- 13.3 燃焼調整
 - a) 燃焼調整対象機器の製造メーカーによる特別な操作及び特殊な機器により燃焼調整をする必要がある場合、製造メーカーの基本手順に沿って燃焼調整を実施するものとする。
 - b) ばい煙濃度等は、「法」に基づく基準値内に設定するものとする。
 - c) NO_x 値においては「条例」に基づく基準値内に設定するものとする。
- 13.4 点検結果及び燃焼調整結果等は、結果報告書として履行完了後、速やかに監督官に提出するものとする。
- 13.5 使用材料
 - a) 本役務で使用する材料は種別ごとに監督官の材料検査を受けるものとする。
 - b) 本役務で交換等をする品目に付帯する附属品及び予備品等は監督官に全て引渡すものとする。

14 緊急時の対応及び保安体制

14.1 受注者は、緊急時に速やかな対応が可能な出勤拠点を有する等、必要な保安体制を整備するものとする。

14.2 受注者は、災害発生の防止等に関して、託送者と連携協力し、保安を確保するものとする。

15 その他の事項

15.1 監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

15.2 完成検査は以下の要件を満たす場合に検査官が実施する。

a) 仕様書に示す全ての役務が完了

b) 監督官の指示を受けた事項がすべて完了

15.3 契約相手方は本仕様書に疑義を生じた場合、契約担当官と協議し、その指示を：
けなければならない。

15.4 本仕様書に規定されていない事項は、契約相手方が定める約款や供給条件等の：
定による他、契約担当官との協議によるものとする。

15.5 本仕様書に関する問合せ及び監督官との調整は、調達要領指定書のとおり。

15.6 問い合わせ

この仕様書についての問い合わせ及び監督官との調整は、調達要領指定書の付図 1
入間基地案内図のとおり。

調達要領指定書	発 簡 番 号				
	調 達 要 求 年 月 日		令和 年 月 日		
	作 成 部 課		中警団基地業務群施設隊		
	作 成 年 月 日		令和 8 年 6 月 1 日		
品名又は件名		小型貫流ボイラーの部品交換及び燃焼調整			
仕 様 書 番 号		入基LPS-X-10697-1			
指定事項					
1.2 役務内容履行期限					
a) 履行期限 令和9年3月31日まで					
b) 対象機器及び交換部品					
c) 本役務で交換した部材は計量し、監督官の指示により指定した場所まで運搬し種別ごと返納する。					
項目	形式等	伝熱面積	基数	設置場所	メーカー
1	小型貫流ボイラー SI-2500VS (油専焼)	9.95m ²	4	建屋A	三浦工業株式会社
2	小型貫流ボイラー SI-1500VS (油専焼)	9.90m ²	2	建屋B	三浦工業株式会社
3	小型貫流ボイラー EQSH-1002CNM (ガス/油切替専焼)	9.96m ²	2	建屋C	株式会社 日本サーモエナー

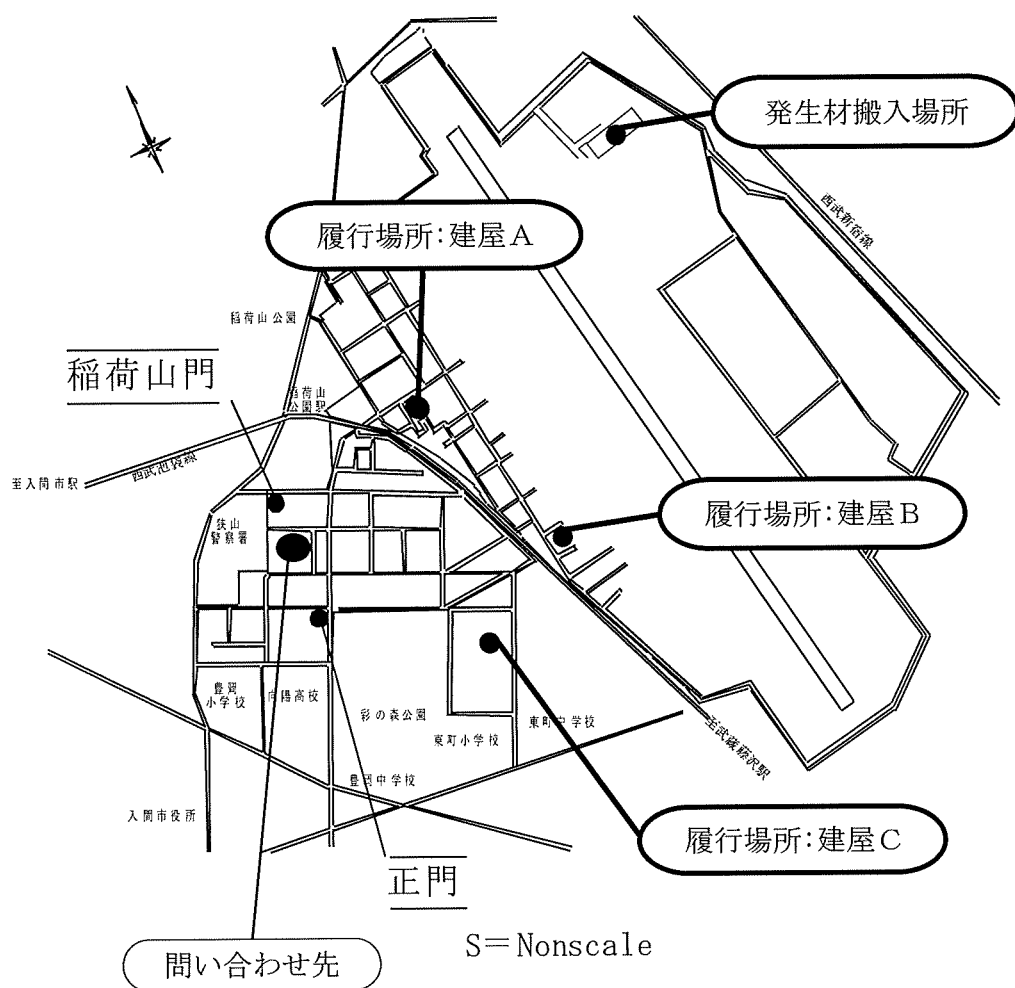
c) 対象機器及び交換部品

建屋A：小型貫流ボイラー SI-2500VS（油専焼）4基				
項目	品 名	規 格	単位	数量
1	ノズルチップ	70° AX14.00G	個	4
2	ノズルチップ	80° AX15.00G	個	4
3	着火碍子	SI-2500FV	個	4
4	パッキン（着火ガイシ）	AI-1AK T/#1120	個	4
5	ゲージガラスASSY	#7 透視 T17X34WX280L+ノンアスパッキン	個	4
6	P F A保護板	T3X34WXL280	個	4
7	カットオフ弁	COV6A 1K	個	8
8	電磁開閉器 端子カバー付き	SW-03/T 200V 2.8-4.2A 1A	個	4
9	逆止弁	25AX2MPA DDCV2 MI25-MF	個	4
10	ストレーナースクリーン	(Y)40A 60MESH	個	3
11	(パーツ) ガスケット	150-BT-N 40A用 ノンアスT/#1995	個	3
12	ストレーナスクリーン	(YF/YS)8A/10A/15A 60MESH	個	4
13	ストレーナ用ガスケット	OD33XID22 T/#1120 T1	個	4
14	ストレーナスクリーン	(Y800WCBS-L/H) 10AX80MESH	個	4
15	RYボードASSY	BJ1-200-RY	個	4
16	点火トランス	10KV/100V. 200VX2P A2000-5073	個	4
17	安全弁	AF-5B-1 40(50)AX0.98MPAB09	個	4
18	Y型ストレーナ	40AX60MESH Y 150型 BC	個	1
19	水面計コラム	SQ-2000Z 耐熱ブラック	個	4
20	長ニップル 転造ねじ	25AX395 SGP黒 耐熱ブラック K000-302-1104参照 PCI-1	個	4
21	長ニップル 転造ねじ	25AX305 SGP黒 耐熱ブラック K000-302-1104参照 PCI-1	個	4
22	ねじ込みフランジ	25AX10K FCD450-10	個	8

建屋B：小型貫流ボイラー SI-1500VS（油専焼）2基				
項目	品 名	規 格	単位	数量
1	ノズルチップ	60° AX9.00G	個	4
2	カットオフ弁	COV6A 1K	個	4
3	着火碍子	SI-2000FZ	個	2
4	パッキン（着火ガイシ）	AI-1AK T/#1120	個	2
5	ゲージガラスASSY	#7 透視 T17X34WX280L+ノアスパッキン	セット	2
6	P F A保護板	T3X34WXL280	個	2
7	電磁開閉器	SW-4-1/3H/A 200V 9-13A1A	個	2
8	電磁開閉器	MSO-T10 AR 200V 1-1.6A	個	2
9	メンテ）電極保持器	PE-S22B	個	10
1 0	圧力計	ATX3/8RX100X1.6MPa(0.98)S-41-R	個	2
1 1	圧力計（併記）	ATX1/4RX60X4.0MPa V S	個	2
1 2	水面計コラム	SQ-2000Z 耐熱ブラック	個	2
1 3	ねじ込みフランジ	25AX10K FCD450-10	個	4
1 4	長ニップル 転造ねじ	25AX270 SGP黒 耐熱ブラック K000-302-1104参照 PCI-1	個	2
1 5	長ニップル 転造ねじ	25AX435 SGP黒 耐熱ブラック K000-302-1104参照 PCI-1	個	2
1 6	安全弁	AF-5B-1 32(40)AX0.98MPAB09	個	2
1 7	オイルポンプ	GFKY-V5S-MU	個	2
1 8	オイルポンプモータ	300WX2PX200V MLH6075Z	個	2
1 9	カップリング（オイルポンプ）	SI-1500AS	個	2

建屋C：小型貫流ボイラー EQSH-1002CNM（ガス/油切替専焼）2基				
項目	品 名	規 格	単位	数量
1	水面計ガラス&パッキン	Z55300-032C	個	2
2	UV管	Z46300-113	個	2
3	バーナノズル	Z25CH42-090S	個	2
4	リレー	Z46100-128	個	14
5	点火棒（電極棒C油用）	Z22600-040	個	4
6	リミットスイッチ	Z47400-020-AS	個	2
7	点火栓（ガスバーナ用）	Z22610-152	個	2
8	圧力スイッチ	Z48200-107A	個	2
9	圧力センサ	Z48200-0162	個	2
10	熱電対（本体用）	Z48100-514	個	2
11	熱電対（エコ用）	Z48100-515	個	2
12	熱電対取付金具	Z48100-434	個	4
13	Y型ストレーナ（給水ポンプ用）	Z33025-121A	個	2
14	Y型ストレーナ（連ブロー用）	Z33020-124A	個	2
15	Y型ストレーナ（流量計用）	Z56200-049A	個	2
16	点火トランス（ガス用）	A54400-210A	個	2
17	モータ（送風機用）	Z42015-2058	基	2
18	Y型ストレーナ（ガスバーナ用）	Z33050-506	個	2
19	視き窓ガラス	Z55300-161	個	2
20	点火トランス（A重油用）	Z54400-211A	個	2
21	圧力計（油圧用）	Z55100-260	個	2
22	Y型ストレーナ（流量計用）	Z56100-014A	個	2
23	バックアップ電池	Z41000-1339	個	2
24	トランス	Z54400-193	個	2
25	スイッチング電源（LDC30F-1）	Z41000-2822	個	2
26	スイッチング電源（PBA15F-24）	Z41000-1342A	個	2
27	真空破壊弁	Z31000-002A	個	2
28	ボール弁	Z31025-321	個	2
29	ダンパーモータ	Z42900-145	個	2
15.6 問い合わせ				
この仕様書についての問い合わせ及び監督官との調整は、中警団基地業務群施設隊管理小隊給汽班（代表電話番号04-2953-6131（内線2634））とする。				

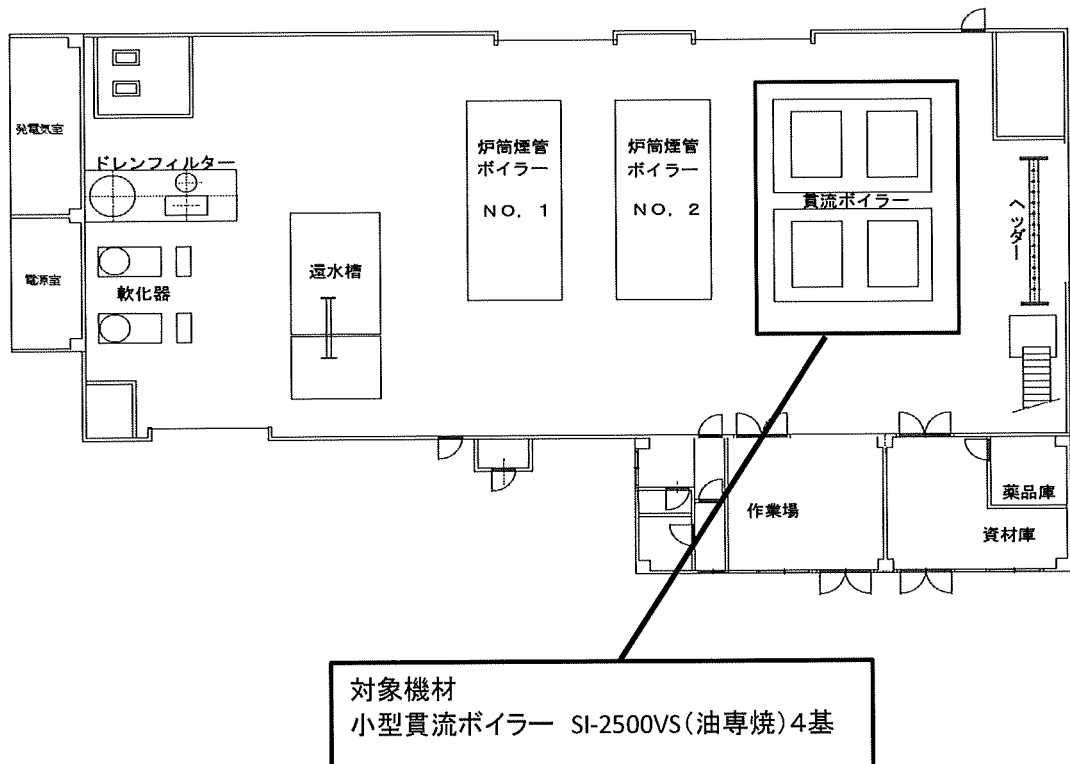
案内図



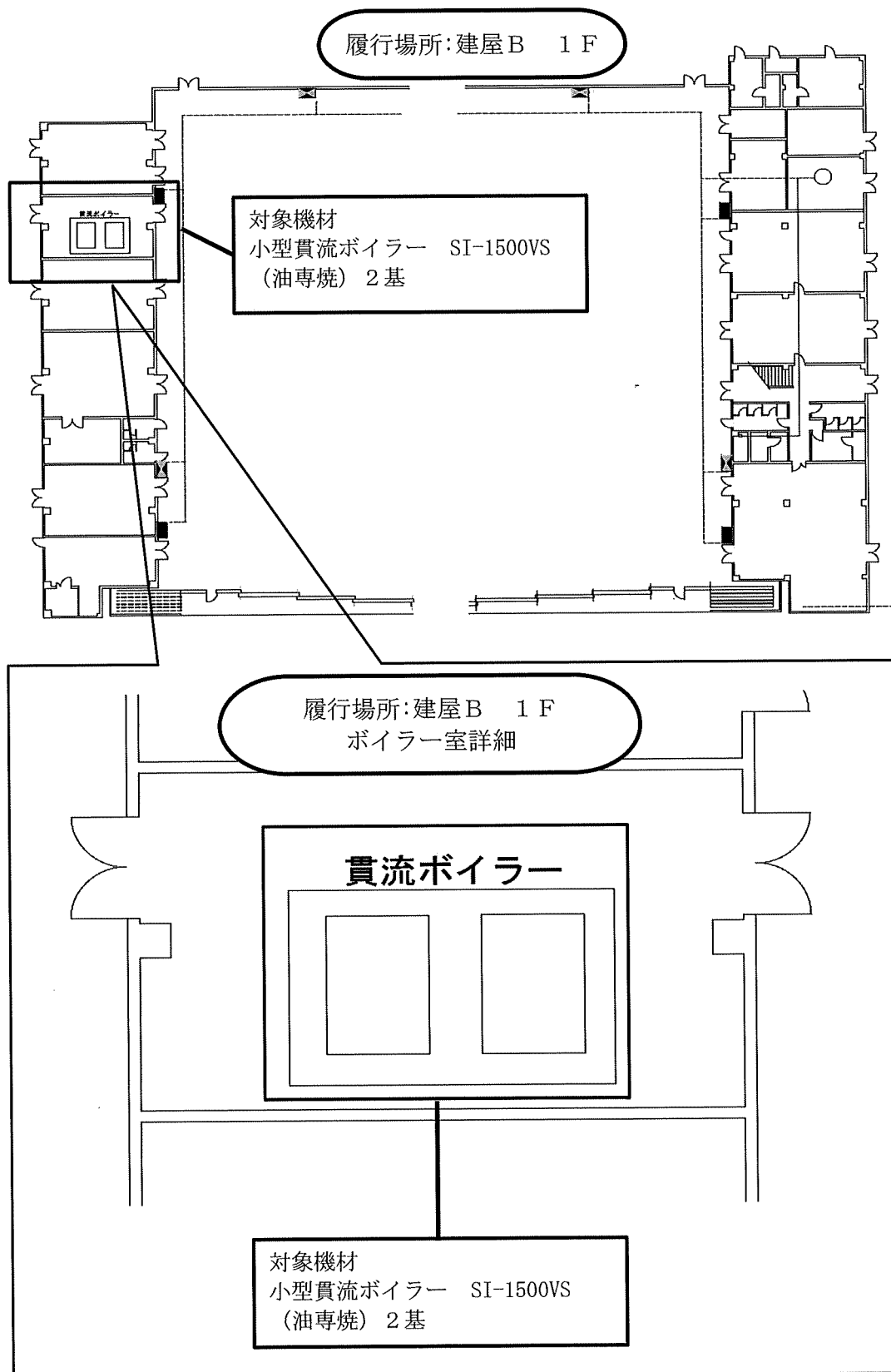
問合せ先
 住所：埼玉県狭山市稲荷山 2 - 3（航空自衛隊入間基地）
 部隊：中警団基地業務群施設隊設備機械班
 電話：04 - 2953 - 6131（内線 2634）

付図 1 - 入間基地案内図

履行場所: 建屋 A 1 F

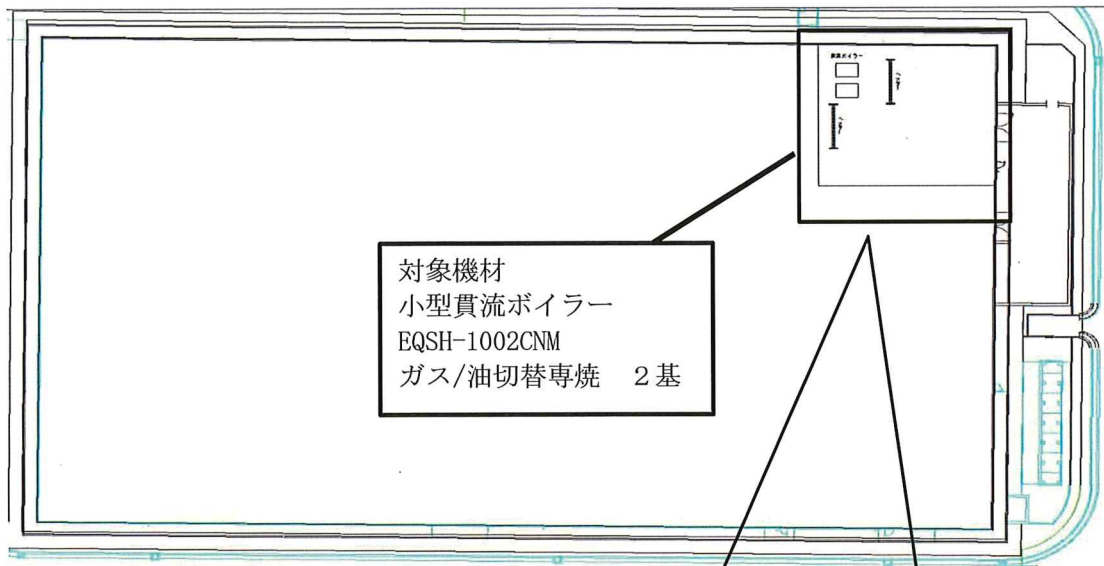


付図 2 - 建屋 A 案内図

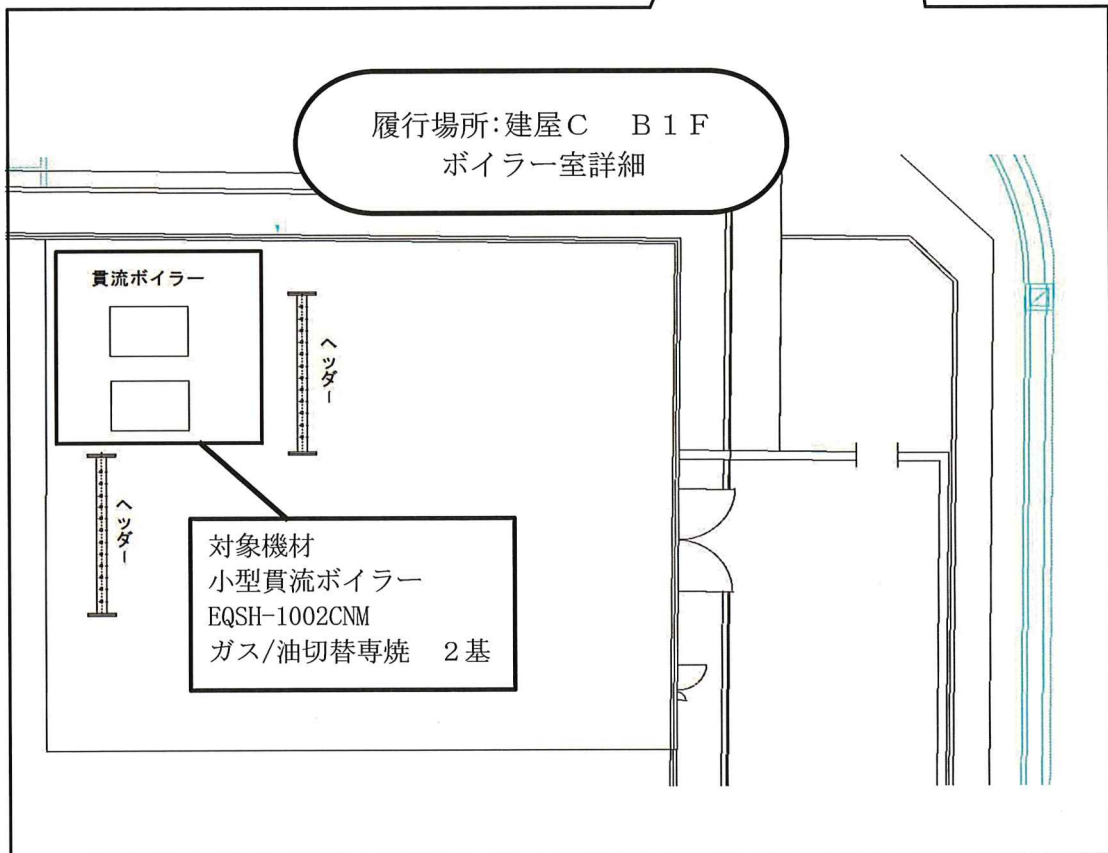


付図3－建屋B案内図

履行場所:建屋C B1F



履行場所:建屋C B1F
ボイラー室詳細



付図4ー建屋C案内図